

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

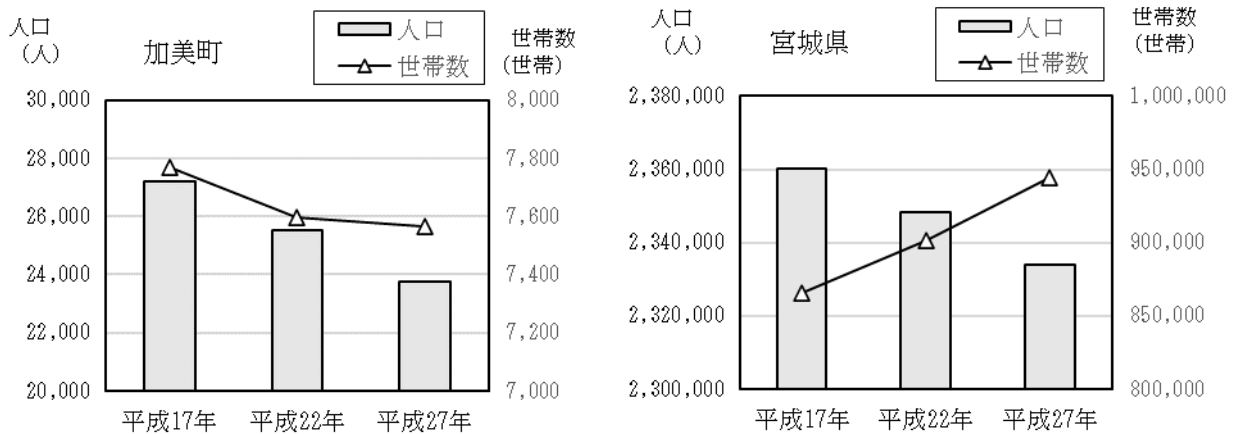
対象事業実施区域及びその周囲の自治体（加美町及び宮城県）における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

加美町では人口及び世帯数ともに減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区分	年	人口（人）			総世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
加美町	平成 17 年	27,212	13,268	13,944	7,768
	平成 22 年	25,527	12,397	13,130	7,597
	平成 27 年	23,743	11,580	12,163	7,564
宮城県	平成 17 年	2,360,218	1,149,172	1,211,046	865,200
	平成 22 年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	901,862
	平成 27 年	2,333,899	1,140,167	1,193,732	944,720

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、加美町では第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数（平成 27 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	加美町	宮城県
第一次産業	1,754 (14.6)	47,017 (4.5)
農 業	1,653	39,526
林 業	95	1,438
漁 業	6	6,053
第二次産業	4,191 (35.0)	246,510 (23.4)
鉱業、採石業、砂利採取業	4	487
建設業	1,516	113,356
製造業	2,671	132,667
第三次産業	6,028 (50.3)	760,125 (72.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	44	8,119
情報通信業	25	23,769
運輸業、郵便業	626	64,891
卸売業、小売業	1,394	186,798
金融業、保険業	130	24,124
不動産業、物品賃貸業	82	23,184
学術研究、専門・技術サービス業	144	32,316
宿泊業、飲食サービス業	376	59,340
生活関連サービス業、娯楽業	436	36,983
教育、学習支援業	461	53,611
医療、福祉	1,168	122,410
複合サービス事業	217	10,626
サービス業（他に分類されないもの）	576	69,085
公務（他に分類されるものを除く）	349	44,869
分類不能の産業	293 (2.4)	24,275 (2.3)
総 数	12,266	1,077,927

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（％）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（％）を示す。

3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における販売目的の農作物作付(栽培)経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在における販売目的の農作物作付(栽培)経営体数は、加美町では稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 販売目的の農作物作付(栽培)経営体数(平成 27 年 2 月 1 日現在)

(単位:経営体)

種 類	加美町	宮城県
稲	666	33,583
麦 類	11	374
雑 穀	9	547
いも類	37	2,283
豆 類	66	3,115
工芸農作物	9	205
野菜類	203	8,614
花き類・花木	21	710
その他の作物	48	1,628

〔2015 年農林業センサス〕(農林水産省 HP、閲覧:令和 3 年 9 月)より作成]

(2) 林業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年 2 月 1 日現在の林野面積は、加美町では 32,879ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積(平成 27 年 2 月 1 日現在)

(単位:ha)

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
加美町	32,879	14,408	14,408	—	18,471	2,925	8,031	7,515
宮城県	410,803	122,381	117,805	4,576	288,422	14,648	60,670	213,104

注:「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔2015 年農林業センサス〕(農林水産省 HP、閲覧:令和 3 年 9 月)より作成]

(3) 水産業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における内水面漁業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

なお、加美町の値は、秘密保護のため公表されていない。

表 3.2-5 内水面漁業の状況（平成 30 年 11 月 1 日現在）

区 分	経営体数（経営体）	養殖池数（面）	養殖面積（m ² ）
加美町	1	x	x
宮城県	29	440	102,916

注：「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「2018 年漁業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

(4) 商業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

平成 27 年の年間商品販売額は、加美町では 24,209 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況

業 種	区 分	加美町	宮城県
卸売業	事業所数（事業所）	25	6,858
	従業者数（人）	97	64,898
	年間商品販売額（百万円）	4,061	8,782,579
小売業	事業所数（事業所）	243	15,245
	従業者数（人）	1,344	119,642
	年間商品販売額（百万円）	20,148	2,772,330
合 計	事業所数（事業所）	268	22,103
	従業者数（人）	1,441	184,540
	年間商品販売額（百万円）	24,209	11,554,910

注：1. 事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

2. 各項目の金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳の値と合計が一致しないことがある。

〔「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

(5) 工業

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における工業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

令和元年の製造品出荷額等は、加美町では 7,704,596 万円となっている。

表 3.2-7 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	加美町	宮城県
事業所数（事業所）	62	2,528
従業者数（人）	2,992	116,847
製造品出荷額等（万円）	7,704,596	453,356,515

注：事業所数及び従業者数は令和 2 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和元年 1 年間の数値である。

〔「2020 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における地目別土地利用の状況は、表 3.2-8 及び図 3.2-2 のとおりである。

平成 31 年 4 月 1 日現在の地目別土地利用の状況は、加美町では森林の占める割合が 73.1% と多い。

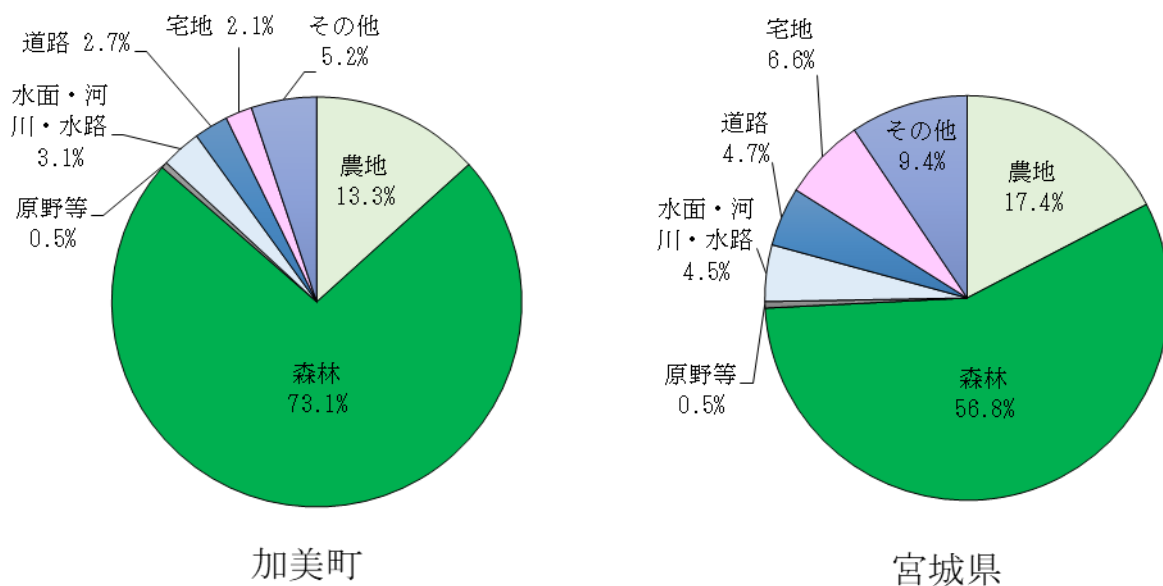
表 3.2-8 地目別土地利用の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

区分	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	総数
加美町	6,130 (13.3)	33,669 (73.1)	227 (0.5)	1,442 (3.1)	1,244 (2.7)	977 (2.1)	2,378 (5.2)	46,067 (100.0)
宮城県	126,380 (17.4)	413,981 (56.8)	3,755 (0.5)	32,895 (4.5)	34,411 (4.7)	48,244 (6.6)	68,563 (9.4)	728,229 (100.0)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 2 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 2 年）より作成



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔令和 2 年度土地利用の現況と施策の概要〕（宮城県、令和 2 年）より作成

図 3.2-2 地目別土地利用の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲において、都市地域の区分はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりである。国土数値情報によると、対象事業実施区域に農用地区域が分布しているが、加美町産業振興課に確認したところ、対象事業実施区域に農用地区域は分布していない。

(3) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）の規定に基づく用途地域の指定はない。

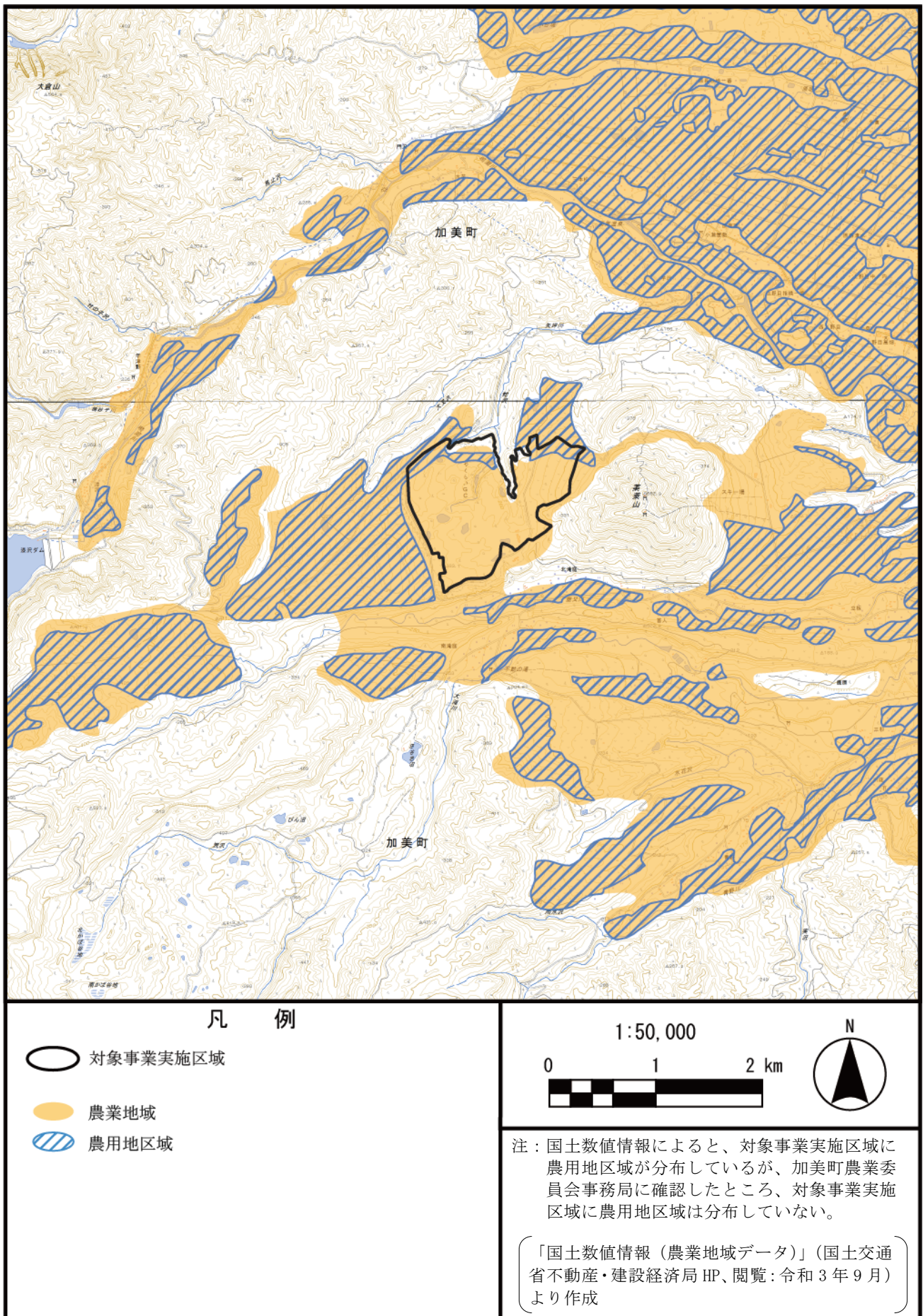


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

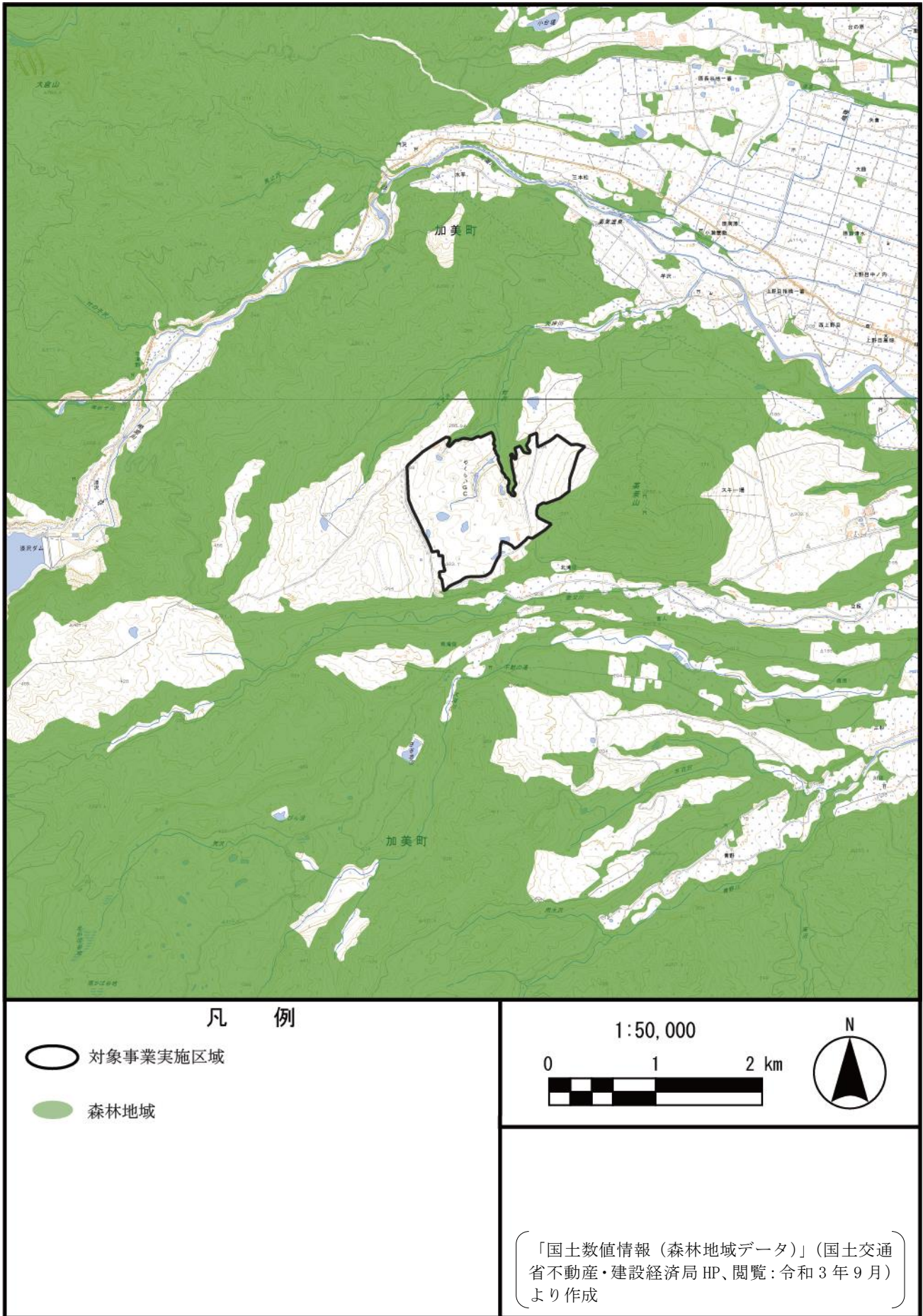


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

対象事業実施区域が位置する加美町では、上水道が利用されている。対象事業実施区域及びその周囲の自治体における水道用水の利用について、上水道事業の年間取水量は表 3.2-9 のとおりである。また、水道施設の状況は図 3.2-5 のとおりである。

表 3.2-9 上水道事業の年間取水量（令和元年度）

事業体名	現在給水人口（人） 【普及率】	地表水（千 m ³ ）				地下水（千 m ³ ）			その他（千 m ³ ）	浄水受水（千 m ³ ）
		ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流水（自流）	伏流水	浅井戸水	深井戸水		
加美町	22,732 【99.6%】	0	0	0	705	9	0	476	0	1,468
宮城県	2,257,084 【99.3%】	51,692	50,447	0	56,827	6,301	4,668	4,924	3,616	98,068

〔「宮城県の水道」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、加美町において河川水を利用しており、鳴瀬川等から取水をしている。

(3) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川には、表 3.2-10 及び図 3.2-6 のとおり漁業権が設定されている。

表 3.2-10 内水面漁業権の内容

漁業種類	公示番号	漁業の名称	漁業権設定河川・湖沼	漁業権者
第 5 種 共同漁業	内共第 15 号	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、にじます、いわな、やまめ（さくらますを含む）、うなぎ、かじか	鳴瀬川、多田川、烏川、鹿又川、大滝川、青野川、芦滑沢、長谷川、保野川、深川、花川、寒風沢川（田川）、二ツ石川、唐府沢、外唐府沢、内唐府沢、水花沢、内川、外川（筒砂子川）、朝日沢、夕日沢、漆沢ダム	鳴瀬吉田川 漁業協同組合

〔「漁業権設定計画の決定」（平成 25 年宮城県告示第 488 号）
「宮城県内の内水面漁業協同組合」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

2. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における水道用水の利用について、地下水の年間取水量は表 3.2-9 のとおりである。

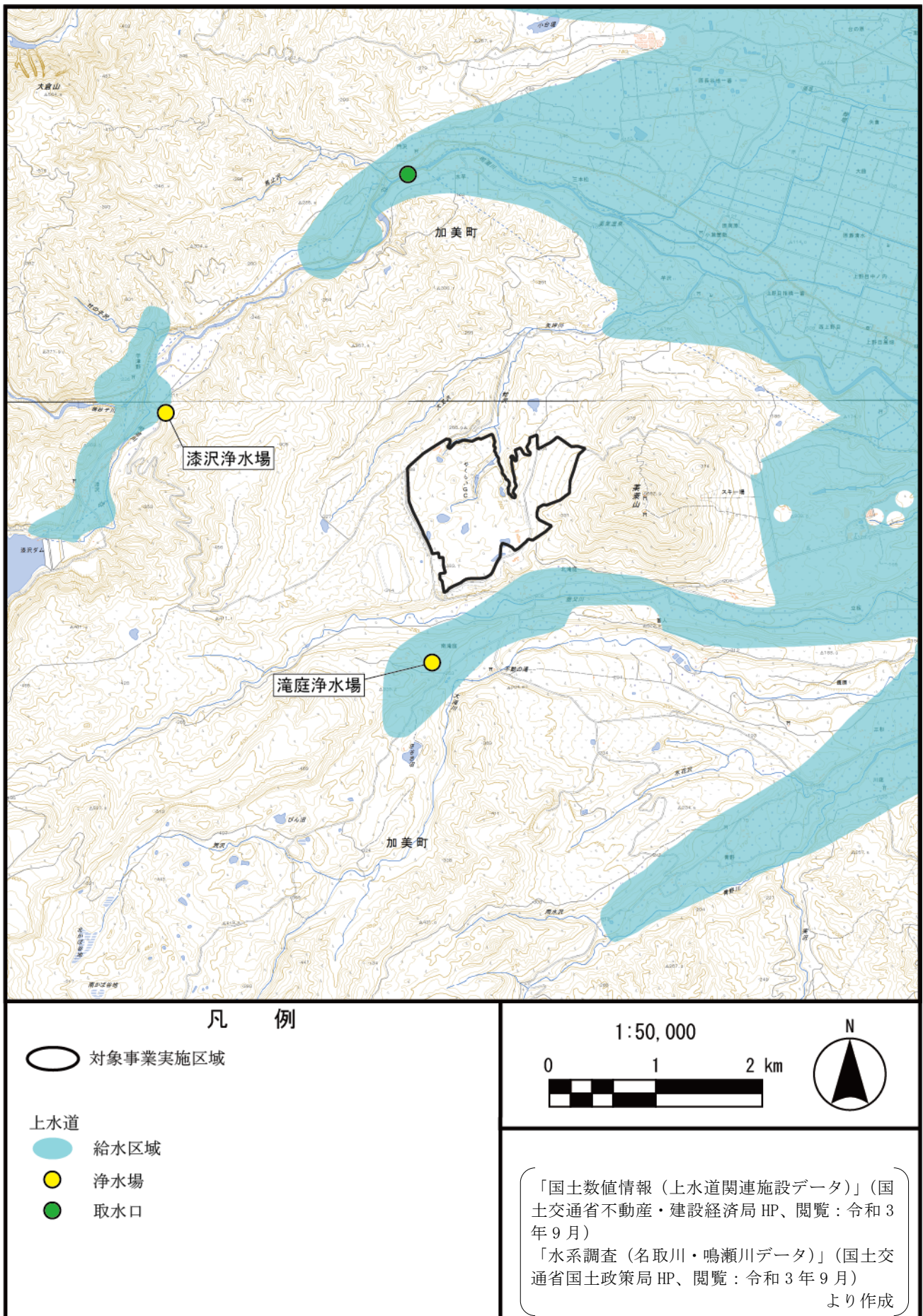


図 3.2-5 水道施設の状況

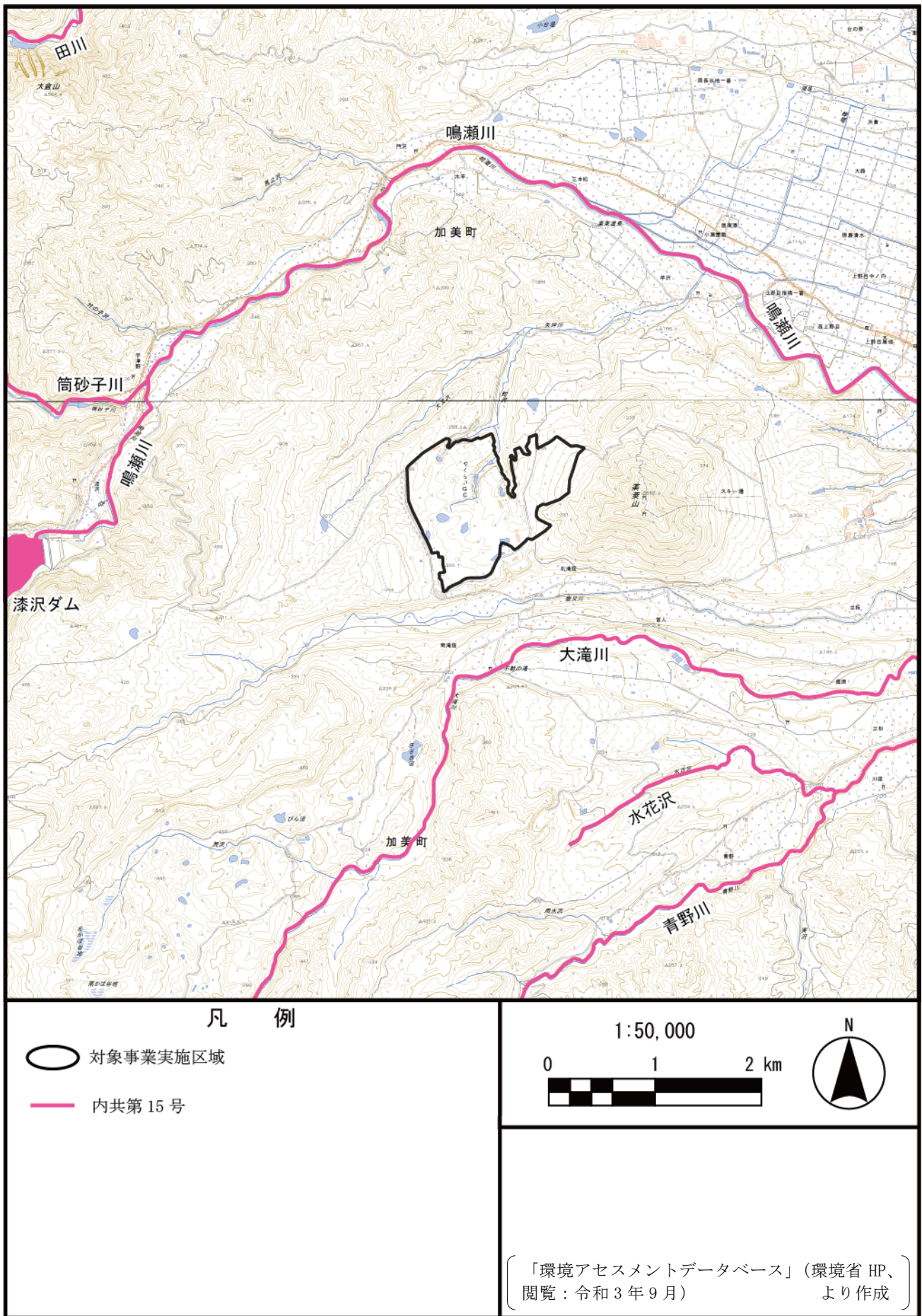


図 3.2-6 漁業権の位置図

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は図 3.2-7 のとおりであり、一般国道 347 号があげられる。平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-11 のとおりである。

一般国道 347 号における昼間 12 時間交通量は 691～2,887 台となっている。

表 3.2-11 主要な道路の交通量（平成 27 年度）

路線名	区間 番号	交通量観測地点		交通量（台）	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 347 号	①	一般国道 347 号	（葉來温泉）	691	898
	②	（葉來温泉）	小野田三本木線	2,887	3,551

注：1. 表中の番号は、図 3.2-7 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

（「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成）

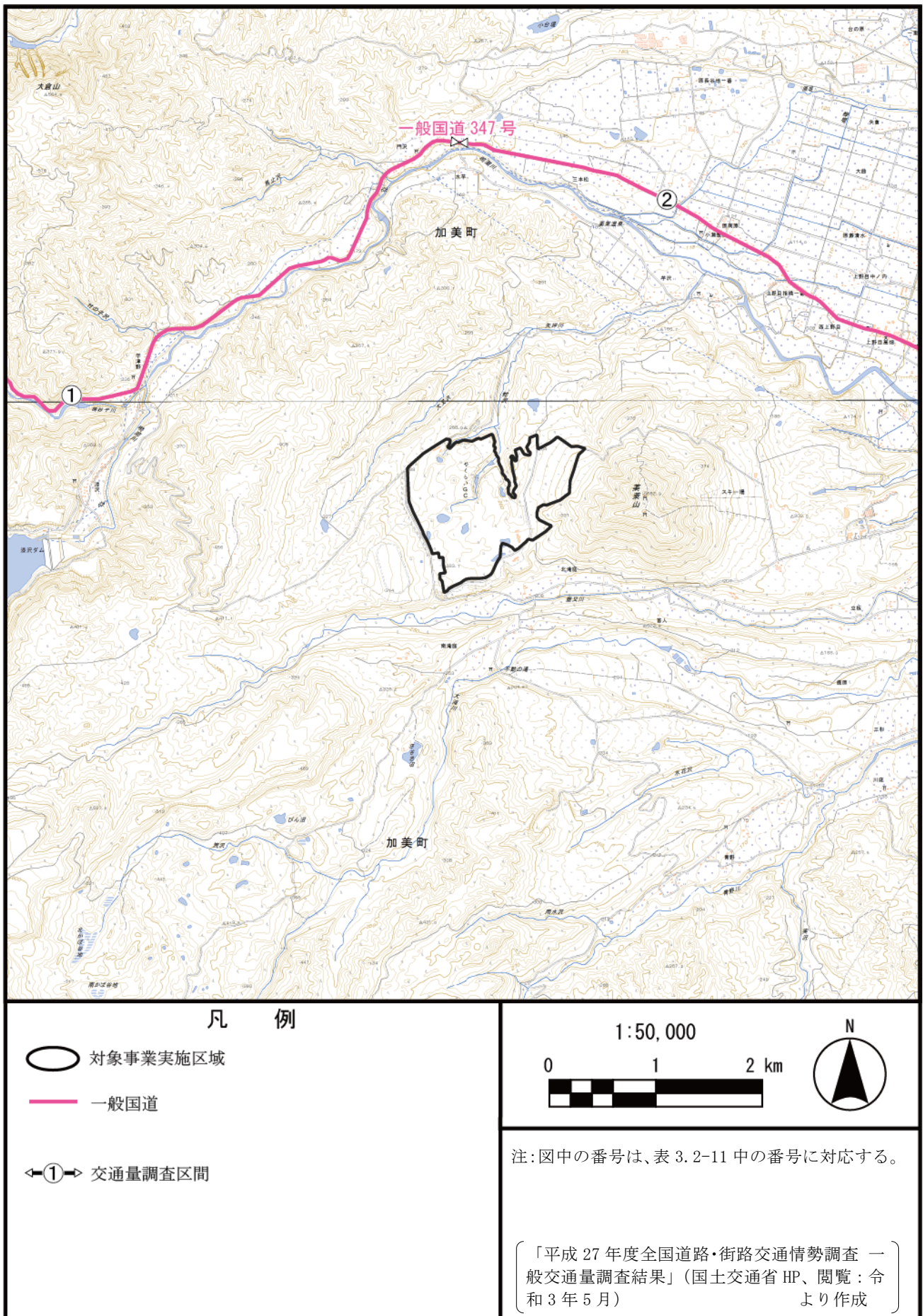


図 3.2-7 主要な道路と交通量調査区間

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域から最寄りの環境保全上配慮すべき施設（西小野田小学校）までの距離は約 2.9km である。

また、住宅の配置の概況は図 3.2-8 のとおりであり、最寄りの住宅等までの距離は約 0.3km である。

表 3.2-12 環境保全上配慮すべき施設

区 分	施設名	所在地
幼稚園・保育園・ こども園	認定こども園おのだにし園 幼稚園部	加美郡加美町字田中浦 55
	認定こども園おのだにし園 保育園部	加美郡加美町字上野目薬師堂 20
学校	西小野田小学校	加美郡加美町字上野目高畑 5 番地
福祉施設	小野田西部デイサービスセンター	加美郡加美町字田中浦 56
	やくらいアットハウス	加美郡加美町字上野目薬師堂 20

注：対象事業実施区域及びその周囲において、医療機関、図書館及び特別養護老人ホームは確認されなかった。

「子育て応援ガイドブック」（加美町、平成 31 年）
「加美町暮らしのガイドブック」（加美町 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
「地域包括支援センター」（加美町 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年 7 月 1 日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成

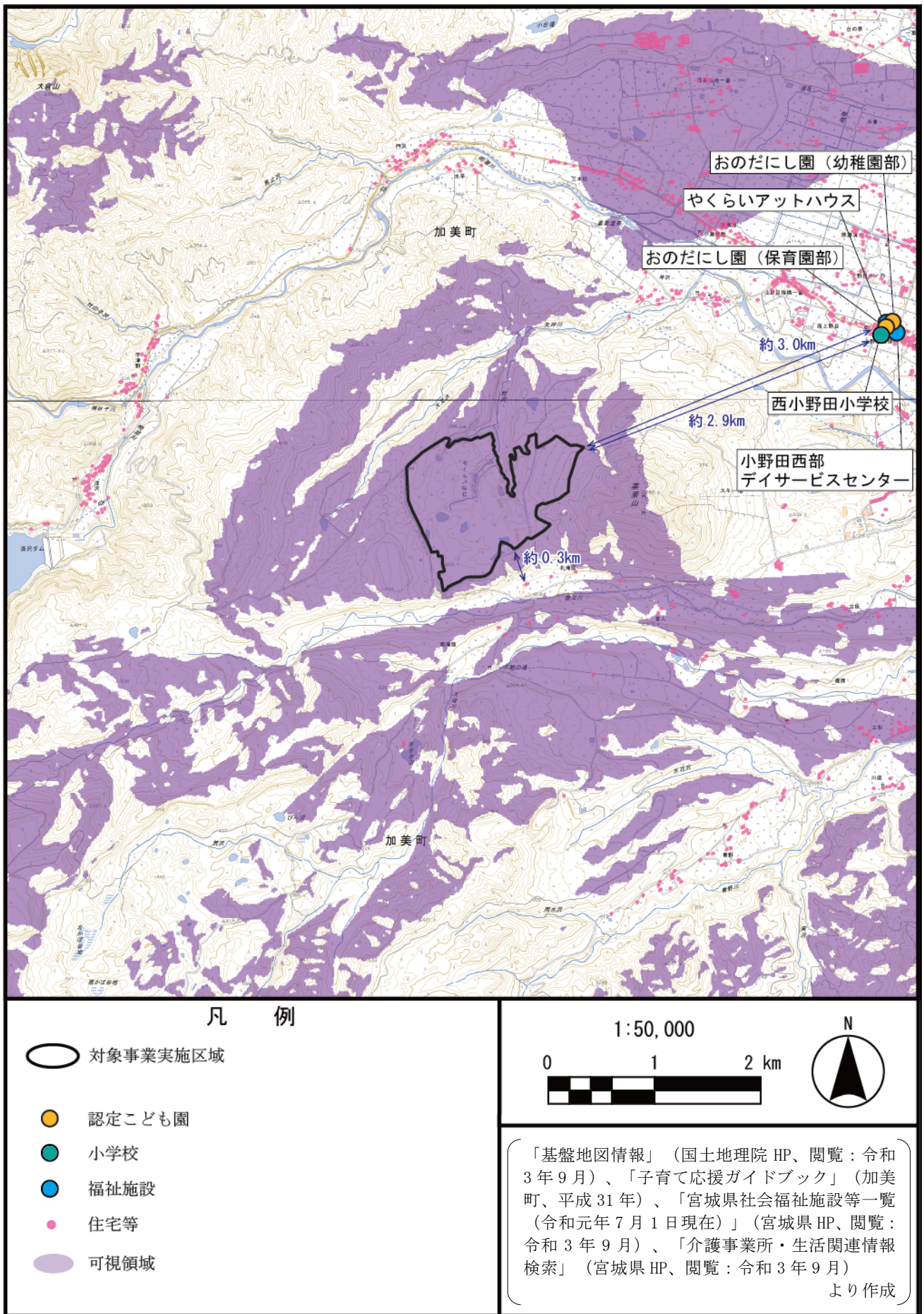


図 3.2-8(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

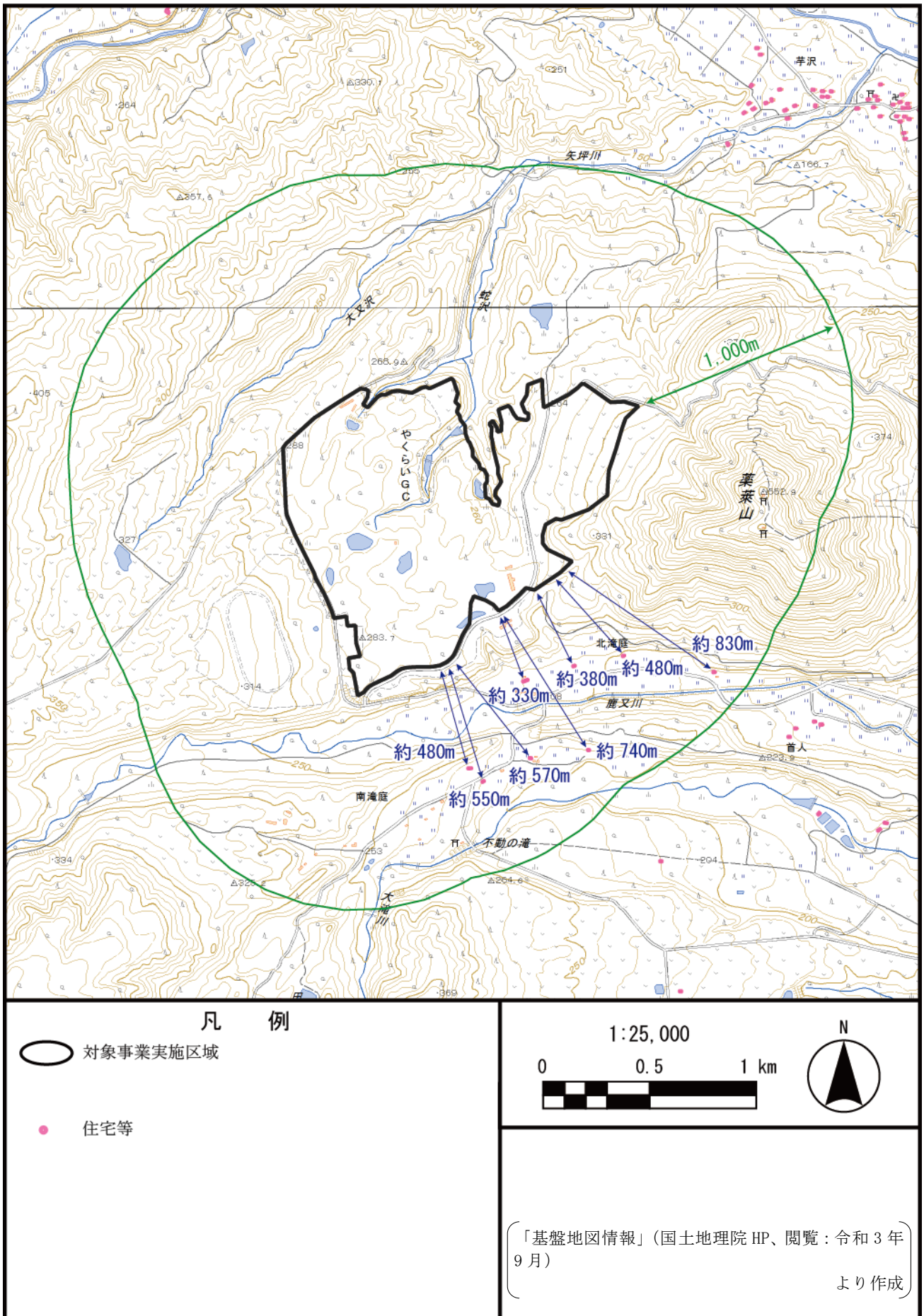


図 3.2-8 (2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における下水道処理人口普及状況は、表 3.2-13 のとおりである。

令和元年度における下水道処理人口普及率は、加美町では 71.3% である。

表 3.2-13 下水道処理人口普及状況（令和元年度）

区 分	行政区域人口 (人)	処理区域人口 (人)	下水道処理人口普及率 (%)
加美町	22,837	16,291	71.3
宮城県	2,283,164	1,882,791	82.5

注：1. 行政区域人口の値については、令和 2 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳に基づいている。

2. 下水道処理人口普及率 (%) = 処理区域人口 / 行政区域人口 × 100

〔統計/汚水処理人口普及率/令和元年度〕（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周囲の自治体における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2-14 のとおりである。

令和元年度における一般廃棄物のごみ処理量は、加美町では 7,667t となっている。

表 3.2-14 一般廃棄物の処理状況（令和元年度）

区 分		加美町	宮城県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	7,211	732,962
	直接搬入量 (t)	456	64,109
	集団回収量 (t)	0	22588
	合計 (t)	7,667	819,659
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	6,806	647,401
	直接最終処分量 (t)	0	5713
	焼却以外の中間処理量 (t)	861	136,816
	直接資源化量 (t)	0	5462
	合計 (t)	7,667	795,392
中間処理後再生利用量 (t)		609	93,201
リサイクル率 (%)		7.9	14.8
最終処分量 (t)		1,028	97,573

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成

2. 産業廃棄物の状況

宮城県における産業廃棄物の状況は、表 3.2-15 のとおりであり、平成 30 年度の宮城県における産業廃棄物の排出量は 10,962 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした半径 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-16、立地状況は図 3.2-9 のとおりであり、中間処理施設 267 か所、最終処分場 18 か所となっている。

表 3.2-15 産業廃棄物の状況（平成 30 年度）

(単位：千 t / 年)

県	発生量	排出量	資源化量	減量化量	最終処分量
宮城県	11,058	10,962	3,993	6,870	190

注：表中の数字は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

〔「令和 2 年度宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 3 年）より作成〕

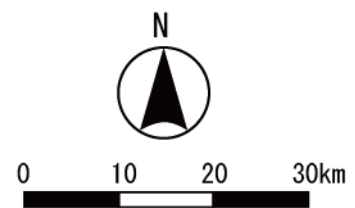
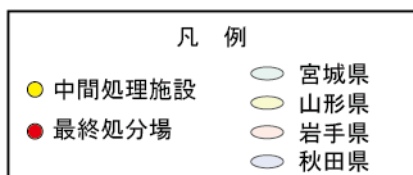
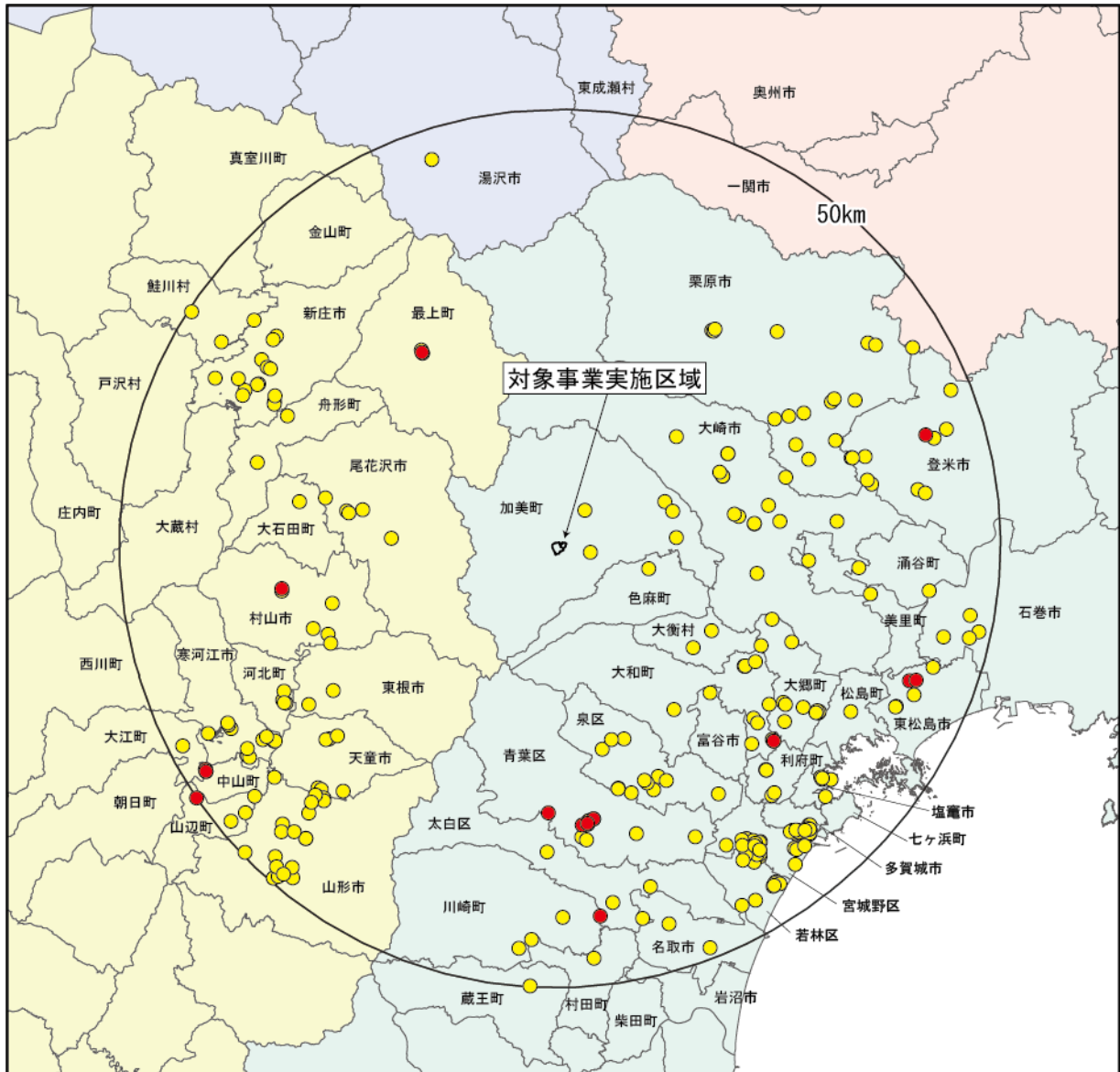
表 3.2-16 中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

(単位：か所)

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
岩手県	一関市	1	0
宮城県	仙台市青葉区	10	6
	仙台市宮城野区	31	0
	仙台市若林区	17	0
	仙台市太白区	4	1
	仙台市泉区	11	0
	石巻市	5	0
	塩竈市	5	0
	名取市	2	0
	多賀城市	9	0
	登米市	8	1
	栗原市	17	0
	東松島市	4	2
	大崎市	15	0
	蔵王町	1	0
	村田町	2	0
	川崎町	2	0
	松島町	1	0
	利府町	5	0
	大和町	10	2
	大郷町	13	0
	富谷町	1	0
	大衡村	3	0
	色麻町	1	0
加美町	5	0	
美里町	3	0	
秋田県	湯沢市	1	0
山形県	山形市	22	0
	新庄市	14	0
	寒河江市	10	0
	村山市	5	1
	天童市	6	0
	東根市	2	0
	尾花沢市	4	0
	山辺町	2	1
	中山町	1	3
	河北町	4	0
	大江町	1	0
	大石田町	2	0
	最上町	2	1
舟形町	2	0	
鮭川村	3	0	
合計		267	18

注：対象事業実施区域がある加美町は、「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より中間処理施設を追記している。

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕



注：対象事業実施区域がある加美町は、「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より中間処理施設を追記している。

（「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
 「産業廃棄物処理業者名簿」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成

図 3.2-9 産業廃棄物処理施設の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-17(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2-17(2)の基準がそれぞれ定められている。

表3.2-17(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日) 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成	

表3.2-17(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」 (平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日)より作成	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき、表 3.2-18 のとおり定められている。

対象事業実施区域及びその周囲において、類型があてはめられた地域はない。

表 3.2-18(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	仙台市青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域の内文教地区（公園区域を除く）
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の区域で第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、仙台市の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（一部地域に限る）、他 25 市町村の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	仙台市他 25 市町村の近隣商業地域（一部の地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域

注：仙台市他 25 市町村；仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
 「令和 2 年版宮城県環境白書（資料編）」（宮城県、令和 3 年）より作成〕

表 3.2-18(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-18(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2-19のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は表3.2-20～表3.2-21のとおりであり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲においては、図3.2-10のとおり、鳴瀬川上流が河川AA類型、鳴瀬川中流が河川A類型、漆沢ダムが湖沼AA類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-22のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-19 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成]

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以 上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-21(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

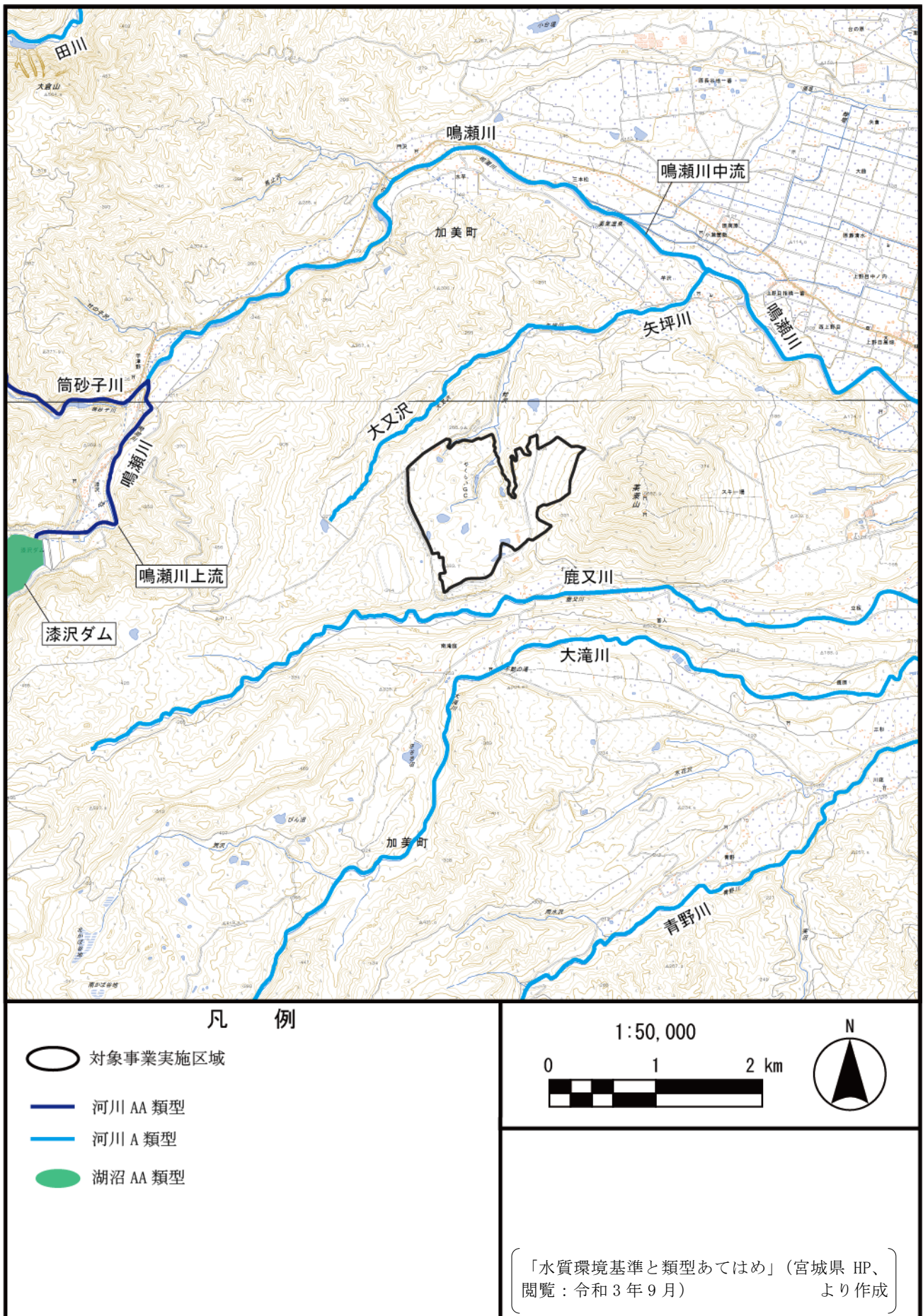


図 3.2-10 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 のとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法 (この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。) により測定した値 (以下「簡易測定値」という。) に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

硫黄酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、加美町は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。それらの値は表 3.2-25～表 3.2-27 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、「騒音規制法」に基づく規制地域の指定はない。ただし、特定工場等において発生する騒音の規制基準は、「宮城県公害防止条例施行規則」（平成 7 年宮城県規則第 79 号）に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第 2 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域区分		時間区分			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、文教地区	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
備考					
1. 上表に掲げる第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。					
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第 2 種区域」の規制基準を適用する。					

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成 27 年宮城県告示第 390 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 287 号）
宮城県公害防止条例施行規則別表第 2 第 4 号

より作成

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	85 デシベル (敷地境界線)	19:00~7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第2号区域		22:00~6:00	14 時間以内		
備考：宮城県における第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次のとおりである。 第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域 第2号区域：指定地域のうち第1号区域以外の区域 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) 「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」(平成 24 年宮城県告示第 308 号、最終改正：平成 27 年宮城県告示第 581 号)より作成					

表 3.2-27 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考：宮城県における a 区域、b 区域及び c 区域とはそれぞれ次のとおりである。 a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			
注：表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 (2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える道路の敷地境界線から 20m まで) に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日) 「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」(平成 12 年宮城県告示第 315 号)より作成			

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設工事に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの値は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、「振動規制法」に基づく規制地域の指定はない。ただし、特定工場等において発生する振動の規制基準は、「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)に基づき、対象事業実施区域の位置する用途地域の指定のない地域は第 1 種区域の規制基準が適用される。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域区分		時間区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		65 デシベル	60 デシベル
備考				
1. 上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。				
2. 都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、宮城県公害防止条例施行規則に基づき「第 1 種区域」の規制基準を適用する。				

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日)
「振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」(平成 27 年宮城県告示第 391 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 288 号)
宮城県公害防止条例施行規則別表第 2 第 5 号 より作成

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	基準値	作業禁止時間	1 日当たりの作業時間	作業期間	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル (敷地境界線)	19:00～7:00	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他の休日
第 2 号区域		22:00～6:00	14 時間以内		
備考：宮城県における第 1 号区域及び第 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。					
第 1 号区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地 80m までの区域					
第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域					

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日)
「振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定」(平成 24 年宮城県告示第 310 号、最終改正：平成 30 年宮城県告示第 285 号) より作成

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

備考：宮城県における第1種区域及び第2種区域とはそれぞれ次のとおりである。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年3月25日)
 「道路交通振動規制の区域及び時間」(昭和53年宮城県告示第265号) より作成

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、表 3.2-31 のとおり全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される特定施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3.2-31(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼※、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域※及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

宮城県では、12 市 2 町（※）において臭気指数による規制が行われており、その規制基準は表 3.2-32 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲においては、悪臭防止法に基づく規制地域は存在しないが、「宮城県公害防止条例」（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）に基づき、規制対象の施設に対し悪臭防止法に基づく規制基準と同様の規制基準が適用されている。

※：石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、亶理町及び七ヶ浜町の一部地域。
仙台市は特定悪臭物質の濃度規制が行われている。

表 3.2-32 悪臭防止法に基づく規制基準

敷地境界線	排出口	排水
臭気指数 15	悪臭防止法第 4 条第 2 項に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数	臭気指数 31

注：測定法は三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法

〔令和 2 年版宮城県環境白書〕（宮城県、令和 3 年）より作成

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-33 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 3 年 8 月 31 日現在)」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）によると、加美町において「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 2 年）によると、加美町において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-33(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-33(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

⑦ 土砂等の埋立て等

建設工事に伴い発生した土砂の管理については、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和元年宮城県条例第 74 号）に基づき、3,000m²以上の土地へ土砂等の埋立て等を行うときは宮城県の許可を受ける必要がある。また、土砂等の埋立て等を行う際には、災害の発生を防止するために必要な措置を講じることが定められている。

⑧ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されているが、「令和元年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 3 年）によると、加美町には「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく規制地域の指定はない。

⑨ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑩ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみな

される。

(3) その他の環境保全計画等

① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号）に基づき、宮城県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものである。

「宮城県環境基本計画（第4期）」は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間として令和3年3月に策定された。

同計画では、計画の遂行により目指す将来像を「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」と設定している。

計画の体系は表3.2-34のとおりである。

表 3.2-34 将来像を実現するための基本方針及び政策（宮城県環境基本計画）

将来像を実現するための基本方針	基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造
	基本方針2 SDGs や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上
	基本方針3 気候変動の影響への適応
将来像を実現するための政策	政策1 脱炭素社会の構築
	政策2 循環型社会の形成
	政策3 自然共生社会の形成
	政策4 安全で良好な生活環境の確保

〔「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）より作成〕

② 加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）

加美町では、平成27年に「加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）」（加美町、平成27年）を策定した。計画期間は平成27年度から令和6年度（平成36年度）の10年である。

同計画では3つの理念「共生」、「協働」、「自治」に基づいたまちづくりを推進している。また、それらの理念に基づき「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」を目指し、その実現に向けて、6つの将来像を設定している。

将来像のうちの1つとして「人と自然が共生する持続可能なまち」を掲げており、加美町の美しく豊かな自然環境と地域独自の風景を住民と行政が協働して守り、人と自然とのふれあいを大切にしながら、個性的で美しいまちづくりを促進し、次世代に継承していくこととしている。さらに、森林資源、太陽光をはじめとする自然資源の活用や省エネルギー化の促進、リサイクルによる資源の活用などを通じて、人と自然が共生し、環境への負荷を軽減する循環型社会の構築をめざし、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めている。

将来像「人と自然が共生する持続可能なまち」に関する施策の体系は表3.2-35のとおりである。

表 3.2-35 加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）の施策の体系

将来像	目標達成に向けた施策の方向	施策実現のための展開
人と自然が共生する 持続可能なまち	1. 自然環境の保全と活用	(1) 自然愛護運動の推進
		(2) 生態系に配慮した水辺空間整備の推進
		(3) 森林保全整備の推進
		(4) 森林空間活用の推進
	2. 環境に配慮したまちづくり	(1) 環境保全活動の推進
		(2) 新エネルギー導入の推進
		(3) 環境学習・教育の推進
	3. まちなみ・農村景観の整備	(1) 景観計画に基づいた景観づくり
		(2) 地域美化活動の推進
	4. 循環型社会の構築	(1) 循環型社会への展開
		(2) ごみ分別化の徹底とごみ減量化の促進
		(3) 不法投棄対策の推進

〔「加美町笑顔幸福プラン（第二次加美町総合計画）」（加美町、平成 27 年）より作成〕